

MAEDA & SUZUKI

PATENT Co., LTD.

E-mail address : ms@msspatent.com

<http://www.msspatent.com/>

韓国特許庁から、3月11日に日本で発生した大地震に関して、以下の通達がありました。

期間の延長及び期間未遵守手続きに対する救済

2011年3月11日に発生した日本の大地震により、特許手続きに関する期限を守るのが難しかったり、守ることができない出願人に、下記のような期間延長または救済案があることをお知らせします。

□指定期間の延長

・特許庁に係属中の出願又は審判について、請求により、または特許庁長、特許審判院長などの職権で指定期間延長可能（特許法第15条第2項）

-但し、指定期間が経過した後は延長申請ができない。

□法定期間の延長及び付加期間

・法定期間は、原則的に期間が延長されないが、拒絶決定不服審判の請求期間(30日)は、請求により、または職権で延長可能（特許法第15条第1項）

・審決に対する訴および審判請求書や再審請求書の却下決定に対する訴提起期間は不変期間(30日)であるが、交通が不便な地域にいる者のために審判長が職権で付加期間付与が可能（特許法第186条第5項）

□責任を負えない事由として認められて救済される場合

(1) 手続きに対する補正命令(第46条)を受けた者が、責任を負えない事由により指定期間(1ヶ月)を守ることができない場合、その事由が消滅した日から14日以内(期間の満了日から1年以内)に請求により無効処分取消可能（特許法第16条第2項）

(2) 特許に関する手続きを踏んだ者が責任を負えない事由により拒絶決定不服審判の請求期間(30日)または再審請求期間(30日)を遵守できない場合、その事由が消滅した日から14日以内(期間の満了日から1年以内)に後日補完が可能（特許法第17条）

(3) 設定登録を受けようとする者または特許権者が責任を負えない事由により追加納付期間以内に特許料を納付、或いは保全していない場合、その事由が終了した日から14日以内(期間の満了日から6ヶ月以内)にその特許料を納付または保全することが可能（特許法第81条の3第1項）

※実用新案法も同様

特 許 庁